

乳幼児、心身障害(児)者、母子父子家庭のかた 福祉医療費助成制度の申請を

表1に該当するかたは、申請すると福祉医療の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担分が無料になります。今まで申請をしていなかったかたは、申請をすれば、社会福祉課へお問い合わせください。

また、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成13年度(12年中)の所得が少な

くなったり扶養人数が増えたときも、交付される場合があります。

問い合わせ

社会福祉課福祉医療担当
TEL (866) 2093
FAX (863) 6362

表1

対象者	該当要件1	該当要件2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児 全員に入院・通院の費用を助成します。所得確認があります	
	2歳以上 入院は全員に助成。通院には所得制限があります *所得制限を超え、受給者証をお持ちでないかたのおさんが入院する際は、申請が必要です	
下記の家庭の児童 ・母子父子家庭 ・父母のない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	*社会保険本人は該当しません。所得制限あり
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳Aをお持ちのかた	*社会保険本人は所得制限あり
高齢身体障害者	65歳以上で身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	*社会保険本人は該当しません。所得制限あり

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成13年度(平成13年8月1日～平成14年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、平成13年度(平成12年中)の所得の確認が必要となります。表1でいう「社会保険本人」とは「市町村国民健康保険とその他の国民健康保険組合以外の健康保険に加入している被保険者」をさします。

表2 乳幼児の所得基準

扶養人数	所得基準額
0人	234万2千円
1人	272万2千円
2人	310万2千円
3人	348万2千円

*扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます



総所得額の確認は通知書で

A. サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた：市・県民税・市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

B. A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた：市・県民税・市・県民税特別徴収税額通知書の3枚目に綴られている明細書所得・控除の「総所得」+「欄の額」

お子さんの受診：気になる所得制限は？

福祉医療費助成制度で2歳以上の乳幼児が通院する場合、所得制限があります。平成13年度(平成12年中)の所得(の総所得額)から、社会保険料控除一律8万円、配偶者特別控除額等を控除した額を表2と比べ、基準額を超える場合は制度に該当しません。また、父母の所得は合算せず、所得者ひとりずつの所得額で比べます。